

三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会」（以下、「技術部会」という。）

（目的）

第2条 技術部会は、技術的検討事項について学識・経験を有する専門家から助言を受けることを目的として、三重県知事が設置する。

（技術部会）

第3条 技術部会は、海岸整備に関する専門家から構成し三重県知事が任命する（別表1）。

- 2 部会員の任期は、任命した日から部会意見を取りまとめた日までとする。
- 3 技術部会には部会長を置くものとし、事務局が指名するものとする。
- 4 部会長は、技術部会の円滑な運営と進行を行う。
- 5 技術部会は、委員の2分の1の出席を持って成立する。
- 6 技術部会には、隣県の海岸管理者や施設管理者（別表2）がオブザーバーとして就任し参加できるものとする。なお、オブザーバーが異動した場合は、後任者が就任するものとする。
- 7 事務局は、技術部会の意見を取りまとめ、三重県海岸保全基本計画の変更案を作成する。

（情報公開）

第4条 技術部会は非公開とする。議事、資料については三重県ホームページにて公開するものとする。ただし、個人のプライバシーにかかわる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

（事務局）

第5条 技術部会の事務局は別表3のとおりとし、会議資料の作成、議事録の作成等庶務全般を行う。

附則 この規約は、令和5年9月12日から施行する。

この規約は、令和6年9月18日から施行する。

別表1（規約第3条）

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|-------|--|----|
| 富田 孝史 | 名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域 教授 | |
| 加藤 史訓 | 国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官 | |
| 本多 和彦 | 国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部 港湾・沿岸防災研究室長 | |

別表2（規約第3条）

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|-------|------------------------|----|
| 堀 謙一郎 | 国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官 | |
| 山根 知洋 | 国土交通省中部地方整備局港湾空港部計画企画官 | |
| 下市 幸平 | 愛知県建設局河川課長 | |
| 米地 淳 | 和歌山県県土整備部港湾漁港整備課長 | |

別表3（規約第5条）

| | |
|--------------------------|------|
| 三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 | |
| 三重県農林水産部農業基盤整備課 | |
| 三重県農林水産部水産基盤整備課 | |
| 四日市港管理組合経営企画部建設課 | |
| 三重県県土整備部港湾・海岸課 | 総括事務 |